

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成17年7月20日

京都市長 榎本 頼兼

建築物の所在地，用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市伏見区深草中ノ郷山町89番地 (1) 工場 鉄骨造平屋建て (2) 倉庫 スチール製コンテナ	京都市南区東九条下殿田町70番地12 岸上 義民	平成17年6月9日	平成17年7月8日までに，前記の建築物を除却すること。	第9条第1項
京都市北区大森稲荷8番地1，10番地1 不明 木造2階建て	京都市北区大森東町83番地 長 嘉明	平成17年6月7日	工事の施工を停止すること。	第9条第10項

(都市計画局建築指導部監察課)